

大学売第1号 使用済GIGAスクール端末等売払い 仕様書

1 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、適切な処分が必要である。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示している。

本売払いは上記の背景を踏まえて、買主において使用済GIGAスクール端末等の適切な処分を行うことを目的としているものであり、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定を受けた者であることを買主の要件として売払いを行うものである。

2 業務内容

買主は、GIGA スクール端末等の売払いに関連して、以下の対応を行うこと。

- (1) 買主は、大野町立の小中学校等で使用していたGIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法において認定を受けた買主の再資源化事業計画に準拠した方法で、回収したGIGA スクール端末等を再使用又は再資源化する。
- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、7に定める方法で確実に実行し、端末ごとにデータ消去完了証明書を発行する。

3 履行期間

契約の日から令和9年1月29日まで

4 引渡し対象物品

- (1) GIGA スクール端末

Apple iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB 【型番：MW742J/A】

※端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager については、引渡しまでに可能な範囲で解除を行う。

※児童生徒及び教職員等から回収した現状有姿により引き渡しを行う。

※対象物品には、再使用が困難な状態の端末(例：通電不可、画面割れ・破損等)が含まれる場合がある。引渡し端末予定数量のうち、再使用が困難な状態の端末の

割合はおおむね5%以内を見込んでいるが、実際の数量及び状態を保証するものではないことを前提として金額を算出すること。なお、再使用が困難な状態の端末の割合が5%を越えた場合は、契約金額の変更を含め、売主と買主が協議すること。

(2) GIGA スクール端末の附属品

Lightning-USB ケーブル、USB 電源アダプタ、キーボード付き保護カバー等

※附属品については、予定数量、メーカー等は端末本体と一致しない場合がある。

※キーボード付き保護カバーは、端末に取り付けられた状態での引き渡しを想定している。

5 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

6 引渡しの方法

- (1) 売主及び買主は、対象物品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施すること。
- (2) 買主は、協議内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配し、適切に回収及び運搬すること。
- (3) 対象物品の引渡時期については、令和8年7月から9月を予定とするが、売主及び買主において、詳細を決定の上、実施するものとする。
- (4) 引渡しに際しては、学校現場における教育活動を妨げないよう十分に配慮すること。

7 処分方法

買主は、引渡しを受けた対象物品について、次の内容を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (2) 処分（再使用又は再資源化）に当たっては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改訂）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉砕

処理すること等)を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。

- (3) データ消去完了後は、端末ごとの個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売主が端末ごとにデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、売主の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (4) GIGAスクール端末を再使用する場合は、売主が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

8 業務完了の確認

買主より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、さらに引渡し物品が再使用又は再資源化されたことの書面での報告をもって履行されたものとみなす。

9 守秘義務

本売払いにより知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また、本契約終了後も秘密保持は継続するものとする。

10 協議事項

売主との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売主と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売主と買主が協議の上、決定するものとする。

11 留意事項

(1) 損害賠償

本売払いの実施に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰すべきものを除き、全て買主の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 本売払いでは、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買主は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ② 予定数量は変動する可能性があるため、最終台数は売主と買主が協議の上で最終確定するものとする。
- ③ 売主より、入札価格に変動の無い程度の売払い物品の追加又は削減に係る協議があった場合、契約締結後であっても協議に応じること。

- ④ 対象物品の回収、運搬、処分その他本売払いの履行に当たり必要な費用は、買主の負担とすること。
- ⑤ 買主は本売払いが困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに売主へ当該事由の内容及び売主が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ⑥ 買主による作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売主は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

No	名称	住所	引渡し端末 予定数量 (台)
1	大野小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字大野 177 番地	349
2	北小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富 1708 番地	186
3	西小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字松山 15 番地 1	165
4	中小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字公郷 1661 番地	182
5	南小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字加納 468 番地	184
6	東小学校	岐阜県揖斐郡大野町大字相羽 763 番地 10	287
7	大野中学校	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野 1081 番地	578
8	大野中学校大野分校	岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門 457 番地 1	23
9	揖東中学校	岐阜県揖斐郡大野町大字公郷 3261 番地 3	213
10	大野町役場	岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地	79
合計			2,246